

鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 県内の飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染防止対策について、基準に適合した飲食店を県が認証し、認証ステッカーを交付することにより、感染防止対策の一層の徹底を図るとともに、利用者への安心と信頼の確保と社会経済活動の両立を図る。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている事業者（以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で、飲食を目的とした設備を有し、専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 宿泊施設において、各客室で宿泊者に食事を提供する場合は当該客室
- (2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第1号又は第3号の規定に該当する者がいるもの
- (3) デリバリーヘルス、その他性風俗店の運営事業者
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準に基づき感染防止対策に取り組み、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象

する認証ステッカーを交付するものとする。

- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項や認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に報告するものとする。

(調査等)

第9条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 認証ステッカーの改ざん、譲渡を行わないこと。
- (4) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく認証ステッカーの利用をやめ、これを廃棄しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善の要請、又は認証の取消を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく認証ステッカーの利用をやめ、これを廃棄しなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第13条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに認証ステッカーの利用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第14条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと、又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく認証ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第15条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断(保健所の指導・助言、その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)できた時から、認証ステッカーの利用ができるものとする。

2 前項の規定により認証ステッカーの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめその旨を知事に通知し、知事の承認を得るものとする。

第4章 まん延の防止に関する措置との関係

第16条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証(更新を含む。)の申請の受付を停止し、既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 鹿児島県の区域内において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案し、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき。

第5章 雑 則

(免責)

第17条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了、その他の見直しを行うものとする。